

熊本県木造設計アドバイザー派遣事業等運営細則

(目的)

第1条 この細則は、熊本県木造設計アドバイザー派遣事業等実施要領（以下「実施要領」という。）に基づく木造設計アドバイザー派遣事業及びUD設計アドバイザー派遣事業を、円滑に実施するために定める。

(木造設計アドバイザーの業務内容)

第2条 木造設計アドバイザーの標準的な業務は次のとおりとする。

- 一 森林からの木材供給体制（素材生産量）
- 二 製材と乾燥の供給体制
- 三 J A S材と合法木材の対応
- 四 木材の接合部の加工と造作材の加工
- 五 木材の技術的課題の概要アドバイス
 - ア 取り扱える樹種と流通材寸法（断面・長さ）及び強度特性
 - イ 流通材以外の対応
 - ウ J A S材の提供
 - エ 流通材、流通材以外のそれぞれの納期の対応
 - オ 木材価格が高騰しないための供給量の限界とその対応
 - カ 木材の保管場所
 - キ 現場に納入までの流通経路
 - ク 手加工かプレカット加工かの対応
 - ケ プレカットできる長さ及び断面の把握
- 六 その他
 - ア 熊本県産材の利用について
 - イ 熊本県の森林資源情報
 - ウ 熊本県のJ A S工場の情報
 - エ 熊本県の木材の価格について
 - オ 熊本県の木材の物性について

(木造設計アドバイザーの標準的な業務を実施する工程等)

第3条 木造設計アドバイザーが行う標準的な業務を実施する工程等は次のとおりとする。

- 一 第1回アドバイス会議
 - ア 開催時期 基本設計の初期段階
 - イ 内 容
 - ① 木材の物性の説明
 - ② 構造計画に必要な木材
 - ③ 熊本県産材利用での樹種の選定
 - ④ 熊本県の樹種ごとの素材生産量の概要
 - ⑤ 素材→製材→乾燥の供給体制の概要
 - ⑥ 流通材の説明
 - ⑦ その他

二 第2回アドバイス会議

ア 開催時期 基本設計（構造計画段階）

イ 内 容

- ① 現場見学会若しくは構造計画に関するアドバイス
- ② 熊本県産材、地域材が使用された建築現場見学、事例研修

三 第3回アドバイス会議

ア 開催時期 基本設計（構造計画完了段階）

イ 内 容

- ① 木材の品質、価格、調達時期、調達期間
- ② J A S構造用製材の強度等級区分法の確認と等級決定
- ③ 設計概要、構造概要による寸法の確認
- ④ 使用量からくる納期と供給体制及び価格
- ⑤ 加工技術（接合部における手加工とプレカット加工等）の説明

四 第4回アドバイス会議

ア 開催時期 実施設計段階

イ 内 容

- ① 基本設計をベースに使用量の再確認
- ② 使用量に対する価格、品質及び納期の概要

（UD設計アドバイザーの標準タイプのアドバイス）

第4条 UD設計アドバイザーの業務のうち、実施要領第3条第3項第一号及び第二号のアドバイス(以下「標準タイプのアドバイス」という。)は、申請者側が提示する設計図書等について行う。

2 床面積1,000㎡以上の建築物に対する標準タイプのアドバイス会議の開催回数は6回とし、開催時期については、設計アドバイザーと申請者が協議して決定する。

3 床面積1,000㎡未満の建築物に対する標準タイプのアドバイス会議の開催回数は4回とし、開催時期については、設計アドバイザーと申請者が協議して決定する。

（UD設計アドバイザーのワークショップタイプのアドバイス）

第5条 新築工事に関する設計時ワークショップタイプのアドバイスは、3回とし、内容は、原則として次の各号のとおりとする。

- 一 基本設計の与条件整備のためのアドバイス会議
- 二 基本設計方針策定時のワークショップ及びアドバイス
- 三 実施設計完了時のワークショップ及びアドバイス

2 改修工事等に関する設計時ワークショップタイプのアドバイスは3回とし、内容は、原則として次の各号のとおりとする。

- 一 現況調査時のワークショップ及びアドバイス
- 二 基本設計方針策定時のワークショップ及びアドバイス
- 三 実施設計完了時のワークショップ及びアドバイス

3 新築工事又は改修工事等の施工時ワークショップタイプのアドバイスは2回とし、内容は、原則として次の各号のとおりとする。

- 一 モックアップ時のワークショップ及びアドバイス

ニ サイン計画確認時のワークショップ及びアドバイス

(協議)

第6条 設計アドバイザー及び申請者の協議により合意し、理事長が承認した場合は、第2条から第5条の規定にかかわらず、アドバイスの時期、内容等を変更することができるものとする。

(雑則)

第7条 この細則の運用について、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則 この規則は、平成26年5月16日から施行する。

附則 この規則は、平成28年5月23日から施行する。

附則 この細則は、令和2年8月1日から施行する。